

2023 年 10 月 18 日

会員各位

P G Mプロパティーズ株式会社
利府ゴルフ倶楽部
支配人 川村 崇

会員プレーフィ改定及び会則一部変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当倶楽部に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

会員の皆様におかれましては日頃よりご愛顧いただき心より感謝申し上げます。

さて、この度、下記のとおり会員様のプレーフィを改定させていただくことになりました。これに伴い会則が一部変更になりますので本書をもってお知らせいたします。なお、プレーフィの改定理由、改定後のプレーフィ、改定実施日及び当該プレーフィの改定に伴う会則一部変更の内容・効力発生日につきましては以下に記載しておりますのでご確認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、当該プレーフィの改定及び会則一部変更につきましては、10 月 5 日（木）利府ゴルフ倶楽部の理事会において承認いただきましたことを申し添えます。

今後も快適なクラブライフを会員の皆様にお過ごしいただけるゴルフ場を目指して参りますので、引き続きご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

1. ゴルフ場利用税の表示変更及び会則一部変更

I) ゴルフ場利用税の表示変更

会則別紙 4「会員プレー料金」に、ゴルフ場利用税の金額表示（1,050 円）をしておりますが、ゴルフ場利用税はシーズンにより変動が発生することから、会則への金額表示を止めてゴルフ場フロント横に掲示の金額とさせていただきます。

II) 会則一部変更及び変更の効力発生日

上述の変更は表示方法の変更であり、会員様の不利益となる変更ではございません。

従いまして、当該変更の会則一部変更及び当該変更の効力発生日は 2023 年 11 月 1 日とさせていただきます。

2. 会員プレーフィの改定

I) 改定実施の理由

当倶楽部では、会員様のプレーに関する料金につきまして、2019年4月にキャディフィを改定しておりますが、プレーフィにつきましては、2009年3月にPGMグループによる運営が開始されて以降、料金維持の努力を続けてまいりました。しかしながら、近年の世界情勢等により、カート等に使用するガソリン価格が高騰（経済産業省 資源エネルギー庁によりますと宮城県の1リットルあたりのガソリン価格は、2019年の年平均は142.1円でしたが、2022年の年平均が164.2円で約15.5%の上昇）しており、企業努力のみでこれを吸収し、サービスの提供を維持することが困難な状況であることから、この度、会員の皆様のプレーフィを次の改定内容のとおり改定させていただくことと致しました。

なお、当倶楽部では、PGMグループが2009年3月に運営を開始して以降、クラブハウスの設備改修、コース改善、カートナビの導入等々、約8億円の設備投資を行っていることを申し添えます。当クラブがGRAND PGMとしての運営を開始して今年で6年目となります。今後もサービスや品質を維持し、ハイグレードな雰囲気でのクラブライフの提供に努めてまいります。

II) プレーフィ改定内容

<2024年12月31日まで>

月曜から金曜 4,400 円、土曜 4,400 円、日祝日 4,400 円

<2025年1月1日から>

月曜から金曜 5,060 円、土曜 5,060 円、日祝日 5,060 円

※2025年1月1日からプレーフィを660円値上げする改定となります。

※プレーフィはグリーンフィ、諸経費、カートフィの合計金額（消費税込）です。

※プレーフィにはゴルフ場利用税、連盟協力金が別途かかります。

2023年9月現在のゴルフ場利用税は1,050円、連盟協力金は55円です。

III) プレーフィ改定に伴う会則一部変更及び効力発生日

会員プレーフィの改定に伴い、会則別紙4「会員プレー料金」のプレーフィを、2025年1月1日を効力発生日として、上記のプレーフィ改定内容のとおり、一部変更させていただきます。

3. 会則一部変更の新旧対照表及び周知

ゴルフ場利用税の表示変更及び会員プレーフィの改定に伴う会則変更箇所につきましては、以下の書面を同封いたしますとともに、ゴルフ場内の掲示板に掲示及びホームページ上に開示致しますので、内容をご確認頂けますようお願い申し上げます。

- ・会則別紙 4 の新旧対照表（2023 年 11 月 1 日変更分及び 2025 年 1 月 1 日変更分）
- ・2023 年 11 月 1 日付の変更後の会則本文（会則本文は会則第 29 条の会則改定日に変更
ございません。）及び変更後の別紙 4
- ・2025 年 1 月 1 日付けの変更後の会則本文（会則本文は会則第 29 条の会則改定日に変更
ございません。）及び変更後の別紙 4

以上

本件に関するお問い合わせ先

〒981-0103

宮城県宮城郡利府町森郷字内の目北 3-25

利府ゴルフ倶楽部 会員課

電話 022-356-7311

※今回のお知らせは、2023 年 10 月 1 日時点で弊社に会員登録されている皆様にご案内
させていただきます。お知らせ受領時に退会等されている場合はご容赦下さい。

利府ゴルフ倶楽部 会員プレー料金					
			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		4,400 円	4,400 円	4,400 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	1,870 円	1,870 円	1,870 円
		1B	1,870 円	1,870 円	1,870 円
キャディフィ	1R	4B	4,400 円	4,400 円	4,400 円
		3B	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		2B	8,800 円	8,800 円	8,800 円
		1B	11,000 円	11,000 円	11,000 円
連盟協力金			55 円	55 円	55 円
追加ハーフセルフプレーフィ	0.5R	4B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		3B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		2B	1,650 円	1,650 円	1,650 円
		1B	1,650 円	1,650 円	1,650 円
追加ハーフキャディ付プレーフィ	0.5R	4B	3,300 円	3,300 円	3,300 円
		3B	3,850 円	3,850 円	3,850 円
		2B	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		1B	6,600 円	6,600 円	6,600 円
ゴルフ場利用税			1,050 円	1,050 円	1,050 円

※ 記載料金（ゴルフ場利用税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。

	キャンセルフィ
無連絡	プレー料金の100%
プレー日当日	プレー料金の50%
プレー日前日～2日前	プレー料金の40%
プレー日3日前～7日前	プレー料金の30%
プレー日8日前～14日前	プレー料金の20%

会則改定日：2023年11月1日

利府ゴルフ倶楽部 会員プレー料金					
			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		4,400 円	4,400 円	4,400 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	1,870 円	1,870 円	1,870 円
		1B	1,870 円	1,870 円	1,870 円
キャディフィ	1R	4B	4,400 円	4,400 円	4,400 円
		3B	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		2B	8,800 円	8,800 円	8,800 円
		1B	11,000 円	11,000 円	11,000 円
連盟協力金			55 円	55 円	55 円
追加ハーフセルフプレーフィ	0.5R	4B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		3B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		2B	1,650 円	1,650 円	1,650 円
		1B	1,650 円	1,650 円	1,650 円
追加ハーフキャディ付プレーフィ	0.5R	4B	3,300 円	3,300 円	3,300 円
		3B	3,850 円	3,850 円	3,850 円
		2B	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		1B	6,600 円	6,600 円	6,600 円
ゴルフ場利用税			ゴルフ場館内フロント横に掲示		

※ 記載料金（ゴルフ場利用税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。

	キャンセルフィ
無連絡	プレー料金の100%
プレー日当日	プレー料金の50%
プレー日前日～2日前	プレー料金の40%
プレー日3日前～7日前	プレー料金の30%
プレー日8日前～14日前	プレー料金の20%

【ゴルフ場利用税の表示方法の変更】

2023年11月1日より
ゴルフ場利用税はシーズンにより
変動が発生することから、
ゴルフ場館内フロントに掲示し、
お知らせします。

会則改定日：2025年1月1日

利府ゴルフ倶楽部 会員プレー料金					
			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		5,060 円	5,060 円	5,060 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	1,870 円	1,870 円	1,870 円
		1B	1,870 円	1,870 円	1,870 円
キャディフィ	1R	4B	4,400 円	4,400 円	4,400 円
		3B	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		2B	8,800 円	8,800 円	8,800 円
		1B	11,000 円	11,000 円	11,000 円
連盟協力金			55 円	55 円	55 円
追加ハーフセルフプレーフィ	0.5R	4B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		3B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		2B	1,650 円	1,650 円	1,650 円
		1B	1,650 円	1,650 円	1,650 円
追加ハーフキャディ付プレーフィ	0.5R	4B	3,300 円	3,300 円	3,300 円
		3B	3,850 円	3,850 円	3,850 円
		2B	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		1B	6,600 円	6,600 円	6,600 円
ゴルフ場利用税			ゴルフ場館内フロント横に掲示		

※ 記載料金（ゴルフ場利用税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。

	キャンセルフィ
無連絡	プレー料金の100%
プレー日当日	プレー料金の50%
プレー日前日～2日前	プレー料金の40%
プレー日3日前～7日前	プレー料金の30%
プレー日8日前～14日前	プレー料金の20%

【改定内容】

2025年1月1日より
プレーフィを全日 6 6 0 円値上げします。

利府ゴルフ倶楽部 会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本倶楽部は、利府ゴルフ倶楽部（以下、「倶楽部」という。）と称する。

第2条 (目的)

倶楽部は、P G Mプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という。）が宮城県宮城郡利府町森郷に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事務所)

倶楽部の事務所は施設内におく。

第2章 会 員

第4条 (会員の種類)

1. 倶楽部の会員は次のとおりとする。

(1) 特別会員

倶楽部、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。

(2) 正会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。

2. 会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。

3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙1から別紙3までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第5条 (会員の権利)

1. 会員は、会社が定める施設の休業日を除くすべての日の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で施設を優先的に利用することができる。
2. 会員は、会社が定める条件で倶楽部が開催する競技会その他の行事に参加することができる。
3. 会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。
4. 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況等の合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。
5. 会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、会社が別紙6に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。但し、特別会員の年会費は不要とする。なお、会員は年会費の1か年分を第26条に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象期間の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。
2. 対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を12で除した額に、入会月の翌月から当該年の12月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。
3. 会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別紙4に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。
4. 会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙7に定める手続を行うものとする。

5. 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならないものとする。
6. 会員は、本会則、倶楽部の諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社および理事会の決定事項に従うものとする。また、倶楽部の秩序を乱し、または倶楽部もしくは会社の名誉を毀損する行為は行わないものとする。

第7条 (反社会的勢力等追放)

1. 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）の倶楽部への入会および施設の利用を認めないものとする。
2. 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第8条 (会員資格の停止、除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は、理事会の同意を得て、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- (1) 本会則、倶楽部の諸規則または施設の利用約款に違反したとき
- (2) 倶楽部もしくは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき
- (3) 年会費その他諸料金の支払いを3か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
- (4) 会員が反社会的勢力等と判明したとき
- (5) 会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき
- (6) その他会員として不適格な事由があるとき

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき
- (4) 法人会員であって、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散は除く。）
- (5) 死亡
- (6) 会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第10条 (会員契約の解除)

1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。
 - (1) 前条第1号から第3号までの事由が発生したとき
 - (2) 法人会員について、清算手続が終了したとき
 - (3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第17条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき
2. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるものとする。
 - (1) 会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
 - (2) 破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第11条 (休会)

1. 個人会員が次の各号の一つに該当するときは、会社が別紙8に定める手続に従って会社の承認を得て、申請日の属する対象期間の次の対象期間末日まで休会することができる。但し、法人会員および年会費の未払がある個人会員は休会できないものとする。
 - (1) 傷病加療中で施設の利用ができないとき
 - (2) 日本国外へ転勤、転居したとき
2. 前項による休会期間から引き続き休会を希望する個人会員は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。
3. 休会期間中の年会費は申請日の属する対象期間の次の対象期間に限り免除される。
4. 第1項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が別紙8に定める休会解除の手続を行うものとする。また前項の規定にかかわらず、当該休会者は、前項により免除された金額を12で除した額に休会解除日の属する月の翌月から当該年の12月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第12条（入会）

1. 倶楽部に入会しようとする者は、会社が別紙1または別紙2に定める手続に従って、会社の承認を得なければならない。
2. 前項の承認を得た者は、会社が別紙1または別紙2に定める入会金および預託金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これら入会手続の完了後に会員登録を行う。
3. 入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。
4. 本会則は、会員と会社との間の合意内容を構成するものとする。

第13条（預託金）

1. 預託金は、無利息、無配当にて全額会社に預託されるものとし、会員契約解除後に、請求により返還されるものとする。
2. 会社は、天災地変、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事態が発生したときは、理事会の同意を得て、預託金返還の時期を一定の範囲内で延長することができる。
3. 会員は、会社の書面による承諾を得ることなく、預託金の返還請求権を譲渡、質入れ、その他処分行為をすることができない。これは会員資格喪失後も同様とする。
4. 第10条第1項および第2項の規定により会員契約が解除された場合において、当該会員に年会費その他諸料金の未払等があるときは、会社は、当該会員の預託金をもって当該未払の弁済に充当できるものとする。

第14条（退会）

会員が倶楽部を退会しようとするときは、会社が別紙9に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

第15条（登録者の変更）

1. 法人会員は、会社が別紙3に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
2. 前項の承認を得た法人会員は、会社が別紙3に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これら登録者変更の手続完了後に登録者の変更登録を行う。

第16条（権利の譲渡）

1. 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
2. 権利を譲り受けようとする者は、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
3. 前項の承認を得た譲受人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
5. 会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第17条（権利の相続）

1. 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
2. 相続人が会員資格の取得を希望する場合、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
3. 前項の承認を得た相続人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。
5. 相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第18条（その他の権利承継）

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙7に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第4章 役員および理事会

第19条（役員）

1. 倶楽部に次の役員をおく。

理事長	1名
理事	若干名

2. 理事長が必要と認めた場合、前項以外の役員をおくことができる。

第20条（役員の選任）

1. 理事長は、会社が選任し委嘱する。
2. 理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。

第21条（役員の任期）

1. 役員はすべて名誉職とし、その任期は委嘱後2回目に行う定時理事会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第22条（理事長）

1. 理事長は、倶楽部を代表して会務を統括する。
2. 理事長は、毎年1回、定時理事会を、または必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。
3. 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って他の理事が理事長の職務を代行する。

第23条（理事会）

1. 理事会は理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
2. 理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状を含む。）で決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 理事長が理事会開催の必要がないと認めた場合は、書面により決議することができる。
4. 理事会は、本会則に定める事項および会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとする。
 - （1）倶楽部の運営に関する基本事項
 - （2）本会則および倶楽部の運営に必要な諸規則の制定および改廃に関する事項
 - （3）各種委員会に関する事項
 - （4）その他倶楽部の運営に必要と認められる事項

第24条（委員会）

1. 理事会は、必要に応じて倶楽部に各種分科委員会をおくことができる。
2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

第5章 個人情報の取扱い

第25条（個人情報の取扱い）

1. 会社は、公表している個人情報保護方針に基づいて、会員の個人情報を取扱うものとする。
2. 会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにつきあらかじめ同意する。

第6章 附 則

第26条 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第27条 会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。

第28条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとする。

第29条 本会則は2023年11月1日から改定施行する。

利府ゴルフ倶楽部 会員プレー料金

			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		4,400 円	4,400 円	4,400 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	1,870 円	1,870 円	1,870 円
		1B	1,870 円	1,870 円	1,870 円
キャディフィ	1R	4B	4,400 円	4,400 円	4,400 円
		3B	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		2B	8,800 円	8,800 円	8,800 円
		1B	11,000 円	11,000 円	11,000 円
連盟協力金			55 円	55 円	55 円
追加ハーフセルフプレーフィ	0.5R	4B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		3B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		2B	1,650 円	1,650 円	1,650 円
		1B	1,650 円	1,650 円	1,650 円
追加ハーフキャディ付プレーフィ	0.5R	4B	3,300 円	3,300 円	3,300 円
		3B	3,850 円	3,850 円	3,850 円
		2B	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		1B	6,600 円	6,600 円	6,600 円
ゴルフ場利用税			ゴルフ場館内フロント横に掲示		

※ 記載料金(ゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。

※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。

	キャンセルフィ
無連絡	プレー料金の100%
プレー日当日	プレー料金の50%
プレー日前日～2日前	プレー料金の40%
プレー日3日前～7日前	プレー料金の30%
プレー日8日前～14日前	プレー料金の20%

利府ゴルフ倶楽部 会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本倶楽部は、利府ゴルフ倶楽部（以下、「倶楽部」という。）と称する。

第2条 (目的)

倶楽部は、P G Mプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という。）が宮城県宮城郡利府町森郷に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事務所)

倶楽部の事務所は施設内におく。

第2章 会 員

第4条 (会員の種類)

1. 倶楽部の会員は次のとおりとする。

(1) 特別会員

倶楽部、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。

(2) 正会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。

2. 会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。

3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙1から別紙3までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第5条 (会員の権利)

1. 会員は、会社が定める施設の休業日を除くすべての日の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で施設を優先的に利用することができる。
2. 会員は、会社が定める条件で倶楽部が開催する競技会その他の行事に参加することができる。
3. 会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。
4. 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況等の合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。
5. 会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、会社が別紙6に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。但し、特別会員の年会費は不要とする。なお、会員は年会費の1か年分を第26条に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象期間の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。
2. 対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を12で除した額に、入会月の翌月から当該年の12月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。
3. 会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別紙4に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。
4. 会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙7に定める手続を行うものとする。

5. 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならないものとする。
6. 会員は、本会則、倶楽部の諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社および理事会の決定事項に従うものとする。また、倶楽部の秩序を乱し、または倶楽部もしくは会社の名誉を毀損する行為は行わないものとする。

第7条 (反社会的勢力等追放)

1. 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）の倶楽部への入会および施設の利用を認めないものとする。
2. 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第8条 (会員資格の停止、除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は、理事会の同意を得て、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- (1) 本会則、倶楽部の諸規則または施設の利用約款に違反したとき
- (2) 倶楽部もしくは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき
- (3) 年会費その他諸料金の支払いを3か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
- (4) 会員が反社会的勢力等と判明したとき
- (5) 会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき
- (6) その他会員として不適格な事由があるとき

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき
- (4) 法人会員であって、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散は除く。）
- (5) 死亡
- (6) 会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第10条 (会員契約の解除)

1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。
 - (1) 前条第1号から第3号までの事由が発生したとき
 - (2) 法人会員について、清算手続が終了したとき
 - (3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第17条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき
2. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるものとする。
 - (1) 会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
 - (2) 破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第11条 (休会)

1. 個人会員が次の各号の一つに該当するときは、会社が別紙8に定める手続に従って会社の承認を得て、申請日の属する対象期間の次の対象期間末日まで休会することができる。但し、法人会員および年会費の未払がある個人会員は休会できないものとする。
 - (1) 傷病加療中で施設の利用ができないとき
 - (2) 日本国外へ転勤、転居したとき
2. 前項による休会期間から引き続き休会を希望する個人会員は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。
3. 休会期間中の年会費は申請日の属する対象期間の次の対象期間に限り免除される。
4. 第1項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が別紙8に定める休会解除の手続を行うものとする。また前項の規定にかかわらず、当該休会者は、前項により免除された金額を12で除した額に休会解除日の属する月の翌月から当該年の12月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第12条（入会）

1. 倶楽部に入会しようとする者は、会社が別紙1または別紙2に定める手続に従って、会社の承認を得なければならない。
2. 前項の承認を得た者は、会社が別紙1または別紙2に定める入会金および預託金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これら入会手続の完了後に会員登録を行う。
3. 入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。
4. 本会則は、会員と会社との間の合意内容を構成するものとする。

第13条（預託金）

1. 預託金は、無利息、無配当にて全額会社に預託されるものとし、会員契約解除後に、請求により返還されるものとする。
2. 会社は、天災地変、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事態が発生したときは、理事会の同意を得て、預託金返還の時期を一定の範囲内で延長することができる。
3. 会員は、会社の書面による承諾を得ることなく、預託金の返還請求権を譲渡、質入れ、その他処分行為をすることができない。これは会員資格喪失後も同様とする。
4. 第10条第1項および第2項の規定により会員契約が解除された場合において、当該会員に年会費その他諸料金の未払等があるときは、会社は、当該会員の預託金をもって当該未払の弁済に充当できるものとする。

第14条（退会）

会員が倶楽部を退会しようとするときは、会社が別紙9に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

第15条（登録者の変更）

1. 法人会員は、会社が別紙3に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
2. 前項の承認を得た法人会員は、会社が別紙3に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これら登録者変更の手続完了後に登録者の変更登録を行う。

第16条（権利の譲渡）

1. 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
2. 権利を譲り受けようとする者は、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
3. 前項の承認を得た譲受人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
5. 会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第17条（権利の相続）

1. 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
2. 相続人が会員資格の取得を希望する場合、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
3. 前項の承認を得た相続人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。
5. 相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第18条（その他の権利承継）

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙7に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第4章 役員および理事会

第19条（役員）

1. 倶楽部に次の役員をおく。

理事長	1名
理事	若干名

2. 理事長が必要と認めた場合、前項以外の役員をおくことができる。

第20条（役員の選任）

1. 理事長は、会社が選任し委嘱する。
2. 理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。

第21条（役員の任期）

1. 役員はすべて名誉職とし、その任期は委嘱後2回目に行う定時理事会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第22条（理事長）

1. 理事長は、倶楽部を代表して会務を統括する。
2. 理事長は、毎年1回、定時理事会を、または必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。
3. 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って他の理事が理事長の職務を代行する。

第23条（理事会）

1. 理事会は理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
2. 理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状を含む。）で決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 理事長が理事会開催の必要がないと認めた場合は、書面により決議することができる。
4. 理事会は、本会則に定める事項および会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとする。
 - （1）倶楽部の運営に関する基本事項
 - （2）本会則および倶楽部の運営に必要な諸規則の制定および改廃に関する事項
 - （3）各種委員会に関する事項
 - （4）その他倶楽部の運営に必要と認められる事項

第24条（委員会）

1. 理事会は、必要に応じて倶楽部に各種分科委員会をおくことができる。
2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

第5章 個人情報の取扱い

第25条（個人情報の取扱い）

1. 会社は、公表している個人情報保護方針に基づいて、会員の個人情報を取扱うものとする。
2. 会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにつきあらかじめ同意する。

第6章 附 則

第26条 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第27条 会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。

第28条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとする。

第29条 本会則は2025年1月1日から改定施行する。

利府ゴルフ倶楽部 会員プレー料金

			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		5,060 円	5,060 円	5,060 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	1,870 円	1,870 円	1,870 円
		1B	1,870 円	1,870 円	1,870 円
キャディフィ	1R	4B	4,400 円	4,400 円	4,400 円
		3B	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		2B	8,800 円	8,800 円	8,800 円
		1B	11,000 円	11,000 円	11,000 円
連盟協力金			55 円	55 円	55 円
追加ハーフセルフプレーフィ	0.5R	4B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		3B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		2B	1,650 円	1,650 円	1,650 円
		1B	1,650 円	1,650 円	1,650 円
追加ハーフキャディ付プレーフィ	0.5R	4B	3,300 円	3,300 円	3,300 円
		3B	3,850 円	3,850 円	3,850 円
		2B	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		1B	6,600 円	6,600 円	6,600 円
ゴルフ場利用税			ゴルフ場館内フロント横に掲示		

※ 記載料金(ゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。

※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。

	キャンセルフィ
無連絡	プレー料金の100%
プレー日当日	プレー料金の50%
プレー日前日～2日前	プレー料金の40%
プレー日3日前～7日前	プレー料金の30%
プレー日8日前～14日前	プレー料金の20%